

# 教育機関手話指導者派遣事業実施要綱

## 1. 目的

聴覚障害者の生活及び関連する福祉制度等についての理解と認識を深めるとともに、手話で日常会話を行なうのに必要な手話語彙及び手話表現技術を習得することを目的として高校、短大、大学、専門学校等に講師派遣を行なう。

教育機関により、指導時間数等が異なるので、事業実施にあたって主催である各々の教育機関と協議しながら進めていく。

## 2. カリキュラム

厚生労働省の手話奉仕員養成カリキュラムを原則として使用する。  
入門課程は35時間、基礎課程45時間とし、それを越えての指導も可能である。

## 3. 教材

主催である教育機関と協議しながら指導内容を検討する。  
指導時間数等の関係もあるが原則として下記教材を使用する。  
①「ハジメテノ手話テキスト」  
大分県聴覚障害者協会発行 1,700円  
②「ボランティア活動の手引き」  
大分県聴覚障害者協会発行 1,000円

## 4. 講師派遣にかかる旅費等

講師派遣に係る経費等については主催者と別途協議する。

## 5. 修了資格

開催回数の80%以上の出席者は修了証の交付を原則とするが、主催者と協議し、試験の成績により修了証書の交付基準を定めることもある。

## 6. 修了証書

修了証書については、教育機関が作成し、聴覚障害者協会理事長印が必要な場合は、申し出があれば押印する。

## 7. 講師

講師は大分県聴覚障害者協会の手話通訳認定試験合格者等や聴覚障害者の中から適当と認めた者を専属として派遣することを原則とする。

ただし、健聴者が講師の場合には主催者の了解を得て聴覚障害者講師を年に数回派遣するものとし、その際の経費は県聴覚障害者協会の負担とする。

**8. 講師研修**

教育機関担当の指導者研修については法人主催で年間数回開催し、指導技術の研鑽に努める。

**9. 守秘義務**

教育機関に派遣された講師は指導を通じて知りえた情報については全て守秘義務を伴うことを自覚し、他に漏らしてはならない。

**10. その他**

その他必要な事項については各教育機関別に協議し定めるものとする。